

第4部 風水害応急・復旧対策計画

第1章 風水害応急・復旧対策の活動

震災対策編 第2部第1章に準ずる。

風水害の場合は、発災前の気象情報の収集、伝達を速やかに行い、非常配備態勢を確立するとともに、区災害対策本部・水防本部を設置して適切な風水害応急・復旧活動を実施する。

■時系列活動項目

機関名	発災前	危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の 確立期	非常警戒期		1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	24時間 以内	72時間 以内
災 対 全 部 局	○気象情報の収集・伝達							
	○非常配備態勢							
	○災害対策本部・水防本部の設置							
	○本部会議の開催			○	○	○	○	

■内容

第1節 区の活動（防災・危機管理課）

風水害による被害発生のおそれがある場合又は被害が発生した場合、区及び防災関係機関は住民と一致協力して、災害の拡大を防御し被災者の救援救護に努め、被害を最小限に止める必要がある。

風水害時の区の活動態勢（発災後72時間）については、震災対策編 第2部第1章第1節に準じる。

第2節 休日・夜間の活動（防災・危機管理課）

震災対策編 第2部第1章第2節に準ずる。

第3節 区災害対策本部（全部局）

震災対策編 第2部第1章第3節に準ずる。

第4節 防災関係機関の活動（防災・危機管理課、第一建設事務所、水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力、N T T東日本、東京ガス、J R東日本、東京地下鉄、首都高速、宮内庁、日本郵便、東京国道事務所、区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会、皇宮警察）

震災対策編 第2部第1章4節に準ずる。

■ポイント

- ◆ 震災に対し、風水害の場合は、発災前の気象情報の収集、伝達を速やかに行う。
- ◆ 区災害対策本部を設置した際は、その旨を関係機関に速やかに報告する。

第2章 情報の収集・伝達

震災対策編 第2部第2章に準ずる。

防災ネットワークシステムを活用して区の被害状況を調査するとともに必要な情報を収集し、区民及び関係機関に伝達する。

■時系列活動項目

機関名	発災前 危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の 確立期	非常警戒期	1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	24時間 以内	72時間 以内
各防災機関 警察署、消防署、 防災・危機管理課、 政策経営部、 警察署、消防署、	○風水害に関する情報の収集・伝達						
	○災害予警報の発表・伝達						
	○災害時の広報・広聴						

第1節 情報連絡（防災・危機管理課、警察署、消防署、都、その他防災機関）

震災対策編 第2部第2章第1節に準ずる。

1 連絡系統

風水害時の情報収集、伝達に関する担当部署は、以下のとおりとする。なお、情報伝達を受けた場合は、確実に受令確認を行う。

担当部課名	NTT 電話 都無線電話	NTTFAX 都無線 FAX
まちづくり推進部道路公園課 （水防担当）	03-5211-4239	03-3264-4792
環境安全部防災・危機管理課 （避難勧告等発令担当）	03-5211-4187 73011	03-3264-1673 73001

第2節 災害予警報の発表・伝達（防災・危機管理課、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署、JR東日本、東京地下鉄、首都高速、その他防災機関）

震災対策編 第2部第2章第2節に準ずる。

風水害に係る気象予警報の収集・伝達については、以下のとおりとする。

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 気象等予警報の伝達 気象、地象、水象等災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者、地域防災組織等及び一般住民等に周知する。

第3節 被害状況等の収集（防災・危機管理課、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力、東京地下鉄、首都高速、国、都）

震災対策編 第2部第2章第3節に準ずる。

第4節 災害時の広報・広聴（防災・危機管理課、政策経営部、水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、警察署、消防署、東京電力、NTT 東日本、JR東日本、東京地下鉄、首都高速、都、その他防災機関）

災害時には、被災地や隣接地域の住民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し、適切な判断による行動がとれるようにすることが必要である。

このため、区及び防災関係機関は、一体となって適切かつ迅速な広報活動を行う。

また、速やかな復旧を図るため、区及び防災関係機関において、広聴活動を展開し、被災地住民の動向と要望事項の把握に努める。

本節においては、災害時の広報・広聴活動、報道機関への発表について、必要事項を定める。

1 広報活動

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 区は災害が発生し又は発生する恐れがあるときは、各関係機関と密接な連絡を図るとともに、区が所有する広報媒体を十分に活用して広報活動を実施する。 (1) 広報事項 ア 災害発生時の広報 (ア) 災害の規模、気象、地象等の災害情報 (イ) 交通機関運行状況 (ウ) 避難誘導等その他の注意事項 (エ) 区の防災態勢 イ 被災者に対する広報 (ア) 医療救護、衛生知識の周知 (イ) 都及び都の応急復旧対策 (ウ) 交通機関運行状況 (エ) 被災地の状況 (オ) 区民の士気、相互扶助精神の高揚方策 (2) 写真等による災害記録 災害発生時における被災地の状況を写真及び映像・動画に記録し、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。更に災害情報収集の補完にあてる。 (3) 広報内容 区が実施する広報の内容は、風水害対策編 第4部第2章第1節に定める情報収集に定めるもののほか、風水害対策編 第4部第3章第1節相互応援協力に定める各防災関係機関の要請に基づくものも含むものとする。また、広報内容及び時期等については、本部条例施行規則により政策経営部広報広聴課が統一して処理する。 (4) 広報手段 以下に示す広報手段から、状況に応じて有効な広報手段を選

風水害対策編 第4部 風水害応急・復旧対策計画
第2章 情報の収集・伝達

機 関 名	内 容
千 代 田 区	択して区民に周知する。 ア 千代田区防災行政無線 イ 区ホームページ ウ 区公式ツイッター エ 区公式フェイスブック オ 千代田区安全・安心メール カ 広報車 (5) 報道機関への発表 災害情報は、区本部会議において統一的に収集し、広報広聴課長が報道機関に発表する。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 災害に関する情報を収集し関係機関と協力して、次の事項に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。 (1) 気象、水象の状況、水防活動状況及び今後の見通し (2) 被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動 (3) 感電、転落、でき水等による事故の防止及び防疫に関する注意の喚起 (4) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 (5) 犯罪の防止 (6) その他、各種告示事項 2 広報手段は次のとおりである。 (1) パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー等による広報 (2) 拡声装置、携帯用拡声機による広報 (3) ヘリコプター、警備艇による広報 (4) ホームページ、災害対策課 Twitter 等による広報 (5) テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供 (6) 相談所の開設
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	1 災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおき、適時的確な広報活動を実施する。 (1) 気象及び水位の状況 (2) 水災及び土砂災害に関する情報 (3) 被災者の安否情報 (4) 水防活動状況 (5) 救出救護及び災害時要援護者への支援の呼びかけ 2 広報手段は次のとおりである。 (1) テレビ、ラジオ等の報道機関を介しての情報提供 (2) 消防車両の巡回 (3) ホームページ (4) 消防団員及び災害時支援ボランティアを介しての情報提供

機 関 名	内 容
水 道 局 中 央 支 所	災害において断水事故が発生した場合、住民の不安と混乱を防ぐため、広報車等を巡回させるとともに、区、警察、消防、報道機関等の関係機関との協力を得て、断水地域への住民に対し被害、復旧、応急給水等について適時適正に広報する。 1 水道施設の被害状況及び復旧見込み 2 応急給水の実施方針及び実施状況 3 水質についての注意 4 その他必要事項
下 水 道 局 中 部 下 水 道 事 務 所	下水道施設の被害及び復旧の状況並びに下水道使用自粛等の協力要請についての広報を行う。
東 京 電 力	1 広報内容は次のとおりである。 (1) 電気による二次災害等を防止するための方法 (2) 避難時の電気安全に関する心構えについての情報 (3) 電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報 2 広報手段は次のとおりである。 (1) テレビ、ラジオ（ラジオ・ライフラインネットワーク）及び新聞等の報道機関を通じた広報 (2) ホームページ等を通じた広報 (3) 区の防災行政無線（同報系）の活用 (4) 広報車等による直接当該地域への周知
東 京 ガ ス	1 広報内容は次のとおりである。 (1) 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項 (2) ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し 2 広報手段は、テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット等とする。
N T T 東 日 本	1 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。 2 ホームページ、支店前掲示等により直接当該被災地に周知。 3 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トーカー案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施。
J R 東 日 本	1 広報内容は次のとおりである。 (1) 災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況 (2) 列車の不通線区や開通見込み等 2 広報手段は次のとおりである。 (1) 被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ・ラジオ・インターネットホームページ等で都民への情報提供に努める。 (2) 乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行う。

機 関 名	内 容
東 京 都 交 通 局 東 京 地 下 鉄	災害時の混乱防止に努めるため、駅構内については駅放送及び掲示物等により、車内については車内放送により、旅客に周知徹底を図る。
首 都 高 速	1 広報内容は次のとおりである。 応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等 2 広報手段は次のとおりである。 ラジオ等各種メディア、標識、情報板、料金所看板等の各種道路 情報提供設備

2 避難勧告等の情報伝達

震災対策編 第2部第2章第4節2に準ずる。

3 外国人への情報提供

震災対策編 第2部第2章第4節3に準ずる。

4 広聴活動

災害時には、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるため、広聴活動を展開する必要がある。このため、次のとおり広聴活動を実施する。

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 活動方針 災害が終息したのち、被災者を対象に広聴活動を行い、民心の安定を図る。 2 広聴事項 災害に関する要望、苦情等の聴取 3 相談の実施 被災者に対して、必要に応じて区庁舎及び最寄りの出張所等に相談所を設置する。聴取した相談、苦情、要望等は速やかに災害対策本部に連絡し、早期解決を図るとともに、事後の救援、救護措置を推進する参考とする。
東 京 消 防 庁 第一消防方面本部 丸 の 内 消 防 署 麴 町 消 防 署 神 田 消 防 署	災害の規模に応じて、消防署、出張所など必要な場所に消防相談所を設置し、消防関係の相談や都民から電子メールによる問い合わせに対応する。

第3章 相互応援協力・派遣要請

震災対策編 第2部第3章に準ずる。

防災協定に基づき相互応援協力を求めるとともに、必要に応じて自衛隊の派遣を要請する。

■時系列活動項目

機関名	発災前	危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の 確立期	非常警戒期		1 時間 以内	3 時間 以内	6 時間 以内	24 時間 以内	72 時間 以内
防災・危機管理課、 陸上自衛隊、 警察署、消防署、 各防災機関	○相互応援協力の要請							
	○自衛隊の災害派遣要請							

第1節 相互応援協力（防災・危機管理課）

第2節 公共的団体との協力（防災・危機管理課、日本郵便、区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会、その他防災機関）

第3節 自衛隊の災害派遣要請計画（防災・危機管理課、陸上自衛隊、警察署、消防署）

第4節 公用負担（防災・危機管理課、まちづくり推進部）

第4章 水防対策

ヒートアイランド現象の影響による局地的な大雨など、予想し難い都市型水害等による被害を防ぐため、区内河川の監視、気象予報や災害情報の通信・連絡、輸送等の水防活動を実施する。

■時系列活動項目

機関名	発災前	危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の確立期	非常警戒期		1時間以内	3時間以内	6時間以内	24時間以内	72時間以内
警察署、消防署 下水道局中部下水道事務所 防災・危機管理課、まちづくり推進部、第一建設事務所	○監視・警戒活動							
	○水防活動の実施							

第1節 水防情報（防災・危機管理課、まちづくり推進部、第一建設事務所、国、都、その他防災機関）

各水防機関が水防活動を行ううえで、正確な情報を迅速、的確に把握することが必要である。本節においては、水防活動に必要な気象情報、水防警報、観測通報について、その内容及び伝達方法を定める。

1 気象情報

気象庁が水防活動用に行う気象等の注意報、警報等は、次のとおりである。

【気象業務法第14条の2（予報および警報）】

(1) 種類と発表基準

ア 特別警報

種類	発表基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、	暴風が吹くと予想される場合。
高潮		高潮になると予想される場合。
波浪		高波になると予想される場合。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。	

イ 警報・注意報

種類		発表基準	
警報	大雨	浸水害	雨量基準 3時間雨量 100mm
		土砂災害	土壌雨量指数基準 174
	洪水	雨量基準	3時間雨量 100mm
		流域雨量指数基準	—
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	神田川〔番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋〕
	暴風	平均風速	25m/s
	暴風雪	平均風速	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ 20cm
	波浪	有義波高	—
	高潮	潮位	4.0m
注意報	大雨	雨量基準	3時間雨量 50mm
		土壌雨量指数基準	139
	洪水	雨量基準	3時間雨量 50mm
		流域雨量指数基準	神田川流域=18
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	—
	高潮	潮位	2.0m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	—	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 25%で実効湿度 50%	
	なだれ	—	
	低温	夏期（平均気温）：平年より 5℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くとき 冬期（最低気温）：-7℃以下、多摩西部は-9℃以下	
	霜	4月10日～5月15日 最低気温 2℃以下	
	着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

発表区域区分

発表官署	担当地域	発表する区域名	区域区分	所管事務所等
気 象 庁	東 京 地 方	23 区東部	墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区	五建
			台東区、荒川区、足立区	六建
		23 区西部	千代田区、中央区、港区	一建
			品川区、大田区、目黒区、世田谷区、渋谷区	二建
			新宿区、中野区、杉並区	三建
			豊島区、板橋区、練馬区	四建
			文京区、北区	六建
		多摩南部	町田市、多摩市、稲城市	南東建
			八王子市、日野市	南西建
		多摩北部	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市、西東京市	北南建
			立川市、昭島市、小平市、東村山市、国立市、国分寺市、武蔵村山市、東大和市、清瀬市、東久留米市	北北建
		多摩西部	福生市、羽村市、瑞穂町、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町	西建
	伊豆諸島北部	大 島	大島町	大島支庁
		新 島	利島村、新島村、神津島村	
	伊豆諸島南部	三宅島	三宅村、御蔵島村	三宅支庁
		八丈島	八丈町、青ヶ島村	八丈支庁

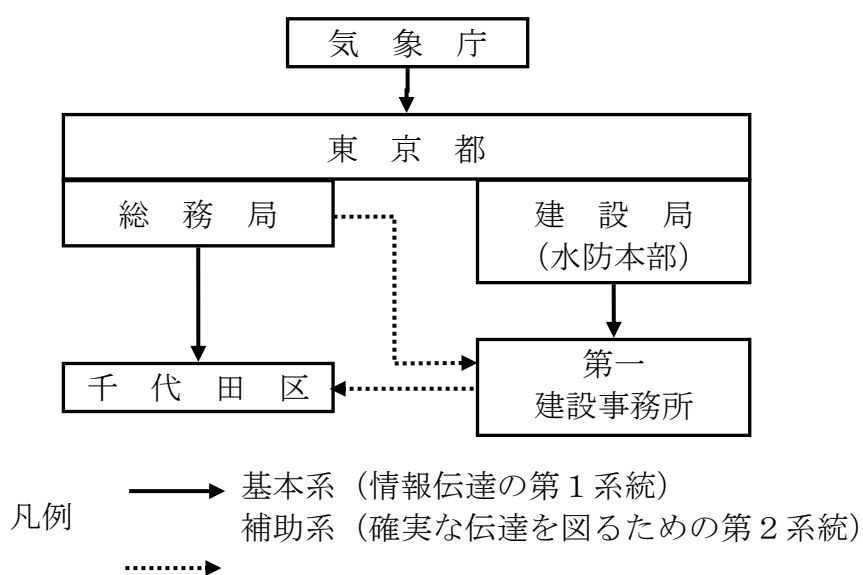
(注) 担当区域の海域全体を示す場合に、「沿岸の海域」の表現を用いる。

注意報・警報を区域を指定して発表する場合の区域名及び区市町村名



(2) 気象情報伝達

気象情報伝達は、下図によるものとする。



2 洪水予報

洪水予報は、国または都道府県が管理する河川で、万が一洪水が発生したとき、国民経済上重大な損害を生じるおそれのある場合について、国土交通大臣または都道府県知事と、気象庁長官とが共同で発表するものである。

国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部とが共同で行う洪水予報で区に関するものは、次のとおりである。（水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）

(1) 荒川洪水予報

ア 区に関する予報

河川及び実施区域	予報地点						
	基準地点	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位	計画高水位	零点高
荒川 (旧川を除く)	熊谷	3.00m	3.50m	4.80m	<u>5.60m</u>	<u>7.507m</u>	A. P. +26.457m
左岸 埼玉県深谷市 荒川字下川 原5番の2地 先から海まで	治水橋	7.00m	7.50m	10.80m	<u>11.10m</u>	<u>14.599m</u>	A. P. -0.229m
右岸 埼玉県大里郡 寄居町大字赤 浜字後古沢 218番の18地 先から海まで	岩淵水門 (上)	3.00m	4.10m	7.00m	7.70m	8.57m	A. P. +0.000m

イ 種類と発表基準

洪水予報の種類	発表基準
氾濫注意情報	いずれかの基準地点において、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報	いずれかの基準地点において、 ・概ね2～3時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報	いずれかの基準地点において、氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき
氾濫発生情報	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき

洪水予報の伝達は、洪水予報伝達経路による。

The diagram illustrates the disaster response communication system for the Tokyo Metropolitan Government. It shows the flow of information from the Metropolitan Office of Emergency Management through various disaster response centers and local government offices to citizens and disaster-stricken areas.

Legend:

- Basic system: Solid line (法令の定めによる伝達系統)
- Backup system: Dotted line (補助系: 基本系が途絶したときの予備)
- Disaster Administration Radio: Thick solid line (防災行政無線)

Key Components and Connections:

- Metropolitan Office of Emergency Management (東京都防災総局):** The central hub for disaster response.
- Disaster Response Centers (災害対策本部):**
 - 陸上・海上自衛隊 (Self-Defense Forces):** Connected via Basic system (FAX) and Backup system (Phone).
 - 東京消防庁 警視庁 港湾局 水道局 下水道局 (Tokyo Fire Department, Metropolitan Police, Port Bureau, Water Bureau, Sewerage Bureau):** Connected via Basic system (FAX) and Backup system (Phone).
 - 区・災害対策本部 区・水防本部 (District Disaster Response Center, District Water Defense Center):** Connected via Basic system (FAX) and Backup system (Phone).
- Construction Bureau (建設局):**
 - 建設局河川部 (River Section):** Connected to the Metropolitan Office via Backup system (In-office phone).
 - 第一建設事務所 (First Construction Office):** Connected to the River Section via Basic system (System/FAX) and Backup system (System).
- Other Entities:**
 - 気象庁 (Weather Agency):** Connected to the Metropolitan Office via Basic system (Joint announcement).
 - 関東地方整備局 (Kanto Regional Development Bureau):** Connected to the Metropolitan Office via Basic system (FAX) and Backup system (Phone).
 - 国土交通省 荒川下流河川事務所 (Ministry of Land, Infrastructure and Transport, Arakawa Lower River Office):** Connected to the Metropolitan Office via Disaster Administration Radio.
 - 区民等 (Residents):** Connected to the District Disaster Response Center via Disaster Administration Radio.

担当部課名	NTT 電話 都無線電話	NTTFAX 都無線 FAX
まちづくり推進部道路公園課 (水防担当)	03-5211-4239	03-3264-4792
環境安全部防災・危機管理課 (避難勧告等発令担当)	03-5211-4187 73011	03-3264-1673 73001

風水害対策編 第4部 風水害応急・復旧対策計画
第4章 水防対策

(2) 神田川洪水予報
ア 区に関する予報

単位 A.P.

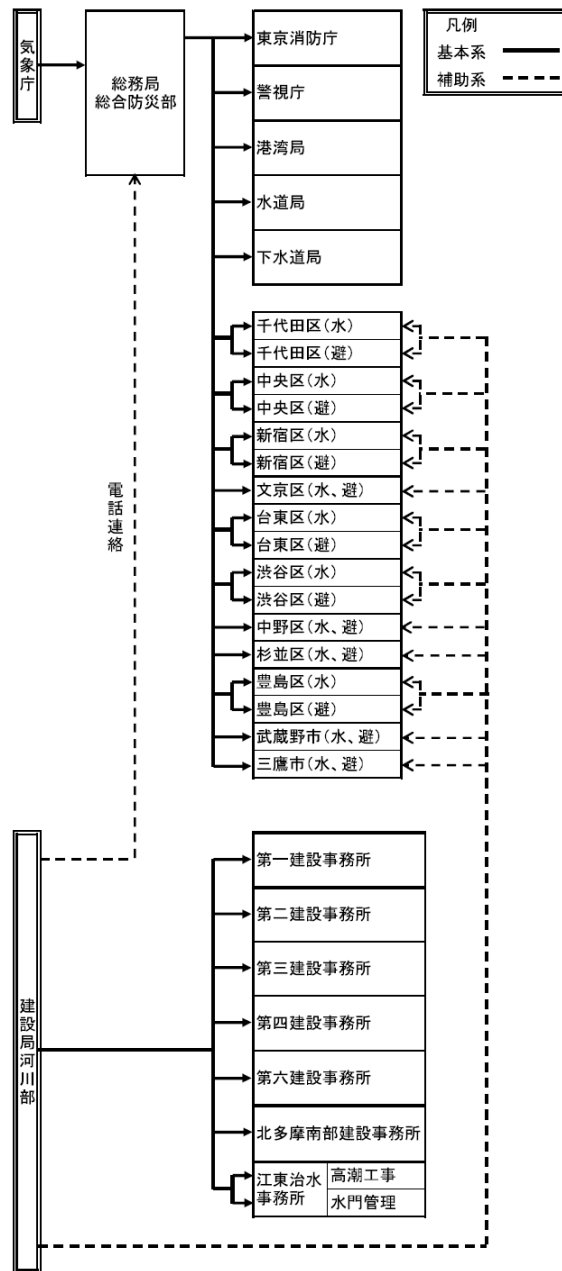
河川及び実施区域		予報地点				
		基準地点	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位 (特別警 戒水位)	氾濫 危険水位
神田川 左岸： 右岸：	三鷹市井の頭三丁目 322 番地先から	番屋橋	—	—	34.10 m	34.93 m
	隅田川合流点まで	和田見橋	—	—	29.72 m	30.59 m
	三鷹市井の頭三丁目 322 番地先から	南小滝橋	—	—	17.96 m	20.10 m
	隅田川合流点まで	飯田橋	—	—	3.67 m	5.27 m

イ 種類と発表基準

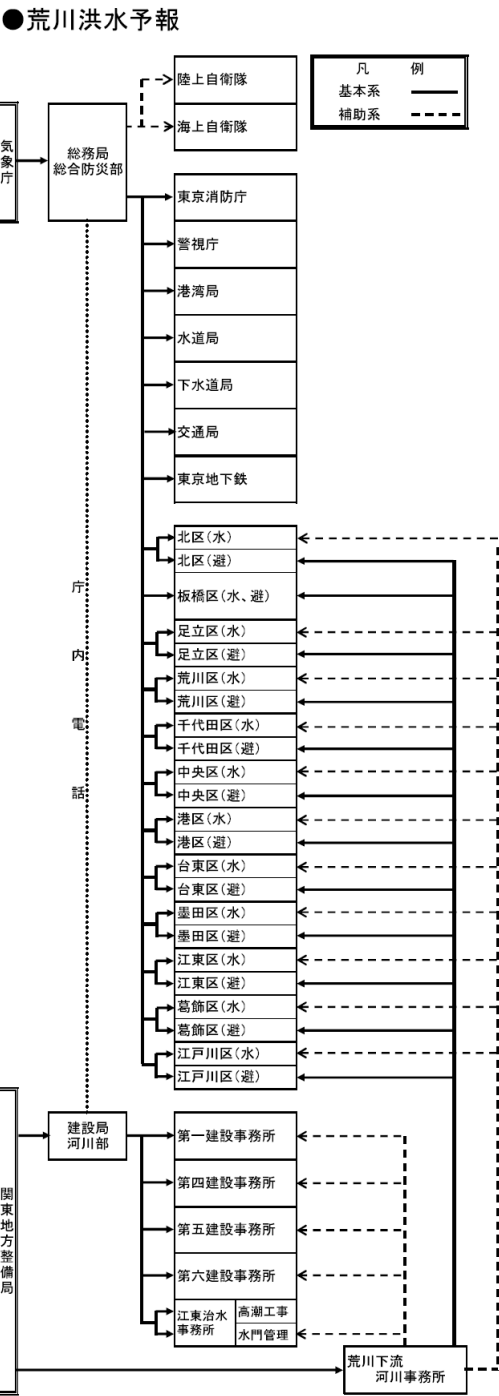
種 類	基準地点	発 表 基 準
神田川氾濫警戒情報	番屋橋、和田見橋、 南小滝橋、飯田橋	番屋橋・和多見橋・南小滝橋・飯田橋の 基準地点のいずれか1地点の水位が、概 ね1時間以内に氾濫危険水位に到達する ことが見込まれる場合、あるいは避難判 断水位に到達し、さらに水位の上昇が見 込まれる場合に発表する。

ウ 洪水予報伝達

●神田川洪水予報



担当部課名	NTT 電話 都無線電話	NTTFAX 都無線 FAX
まちづくり推進部道路公園課 (水防担当)	03-5211-4239	03-3264-4792
環境安全部防災・危機管理課 (避難勧告等発令担当)	03-5211-4187 73011	03-3264-1673 73001



担当部課名	NTT 電話 都無線電話	NTTFAX 都無線 FAX
まちづくり推進部道路公園課 (水防担当)	03-5211-4239	03-3264-4792
環境安全部防災・危機管理課 (避難勧告等発令担当)	03-5211-4187 73011	03-3264-1673 73001

3 水防警報

水防法では、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水又は高潮により重大な損害を生ずる恐れがあると認めて指定した河川、湖沼、海岸について、水防警報を発表することが定められている（水防法第16条）。

水防警報は、国土交通大臣または都道府県知事が水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動などの指針を与えるために発令するものである。

当区に係わる河川については、国土交通大臣が指定する河川はない。都知事が指定する中小河川では、短時間に水位が急激に上昇するため、水防警報を発表することが困難とされ、水防警報を行う河川の指定をしていなかった。しかし、近年の全国的な中小河川の水害を背景として、今後、関係機関と調整を図り指定を行っていく予定である。

都建設局では、「水防災総合情報システム」で収集した雨量、河川水位及び潮位等の情報を、都総務局の「災害情報システム」を通じて、リアルタイムで各水防団体や関係機関に配信している。当区は、都から配信される情報や区の河川情報システム（風水害対策編第2部第4章第1節参照）により大雨洪水等の恐れがあると判断したときは、直ちに「水防本部」を設置し、設置の旨を関係機関に連絡し、水防活動体制を整える。

4 観測通報

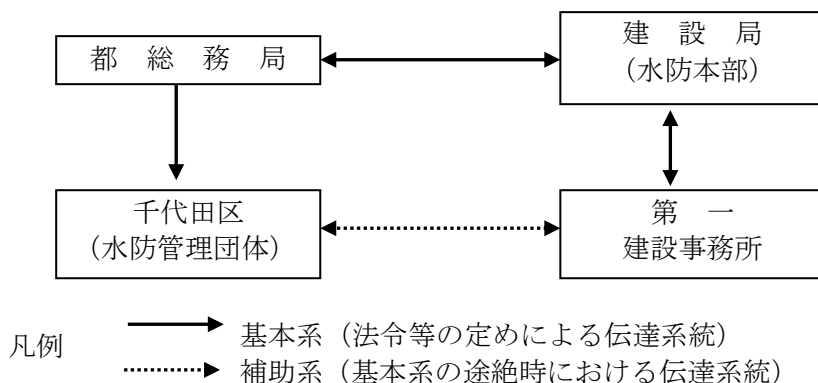
常時、都総務局とオンラインにより情報交換を行うものとする。気象等の状況から水害の発生する恐れがあると認めたときは、積極的に情報の交換を行うと共に（財）河川情報センターからも情報を入手する等、常に適確な情報の把握に努めるものとする。

また、局地的な集中豪雨等に的確に対応するため、観測体制の整備を図る。

雨量計 （区内3ヶ所設置=庁舎屋上・和泉橋出張所屋上・外濠総合グラウンド）

水位計 （日本橋川に2ヶ所（新三崎、雉子橋）、神田川に1ヶ所（後楽橋）の合計3ヶ所設置）

観測通報連絡系統図



5 水防報告

水防を行ったときは、様式集の「水防実施状況報告書」を知事宛（第一建設事務所経由）提出する。

第2節 水防機関の活動（防災・危機管理課、まちづくり推進部、第一建設事務所、消防署）

洪水や高潮等の浸水被害の発生又は発生するおそれが生じた場合、その被害の軽減を図るため、各水防機関は相互の連絡を密にし、水防活動を行う必要がある。

本節においては、各水防機関の態勢、活動等について、必要な事項を定め、効果的な応急対策を図る。

1 水防機関の活動

(1) 水防活動

機 関 名	活 動 内 容
千 代 田 区	1 水防方針 区は水防管理団体として、気象状況等によりその水防区域で洪水又は高潮による水災のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとり、次の水防活動を行う。 (1) 河川、道路、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。 (2) 気象状況並びに水位、潮位に応じて河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。 (3) 水防作業に必要な技術上の指導を行う。 (4) 水防作業に必要な資器材の調達を行う。 (5) 水防管理者は、次の場合直ちに消防機関に対し、準備及び出動を要請する。 この場合は直ちに都建設局（水防本部）に報告する。 ア 準備 (ア) 水防警報により、待機又は準備の警告があったとき (イ) 河川の水位及び潮位が、通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されたとき イ 出動 (ア) 水防警報により、出動又は指示の警告があったとき (イ) 水位又は潮位が警戒水位に達し、危険のおそれがあるとき (ウ) その他水防上必要と認めたとき (6) 水防管理者は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、又は現場にある者をして、作業に従事させることができる。 (7) 水防管理者は、堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。 (8) 決壊したときは、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努める。 洪水又は高潮による著しい危険が切迫しているときは、水防管理者は必要と認める区域の居住者に対し、立退、又はその準備を指示する。 (9) 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。 (10) 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者に対し、応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下で行動する。 (11) 水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請することができる。

風水害対策編 第4部 風水害応急・復旧対策計画
第4章 水防対策

機 関 名	活 動 内 容																	
千 代 田 区	2 水防態勢 (1) 水防要員は、異常気象が発生し、若しくは発生が予想される場合には、気象情報に注意し、事態の即応した水防態勢がとれるよう留意するものである。 (2) まちづくり推進部長は、区が分担する水防活動の万全を期するため、状況に応じて、次の態勢を指示するものとする。 水防態勢の業務は、災害対策基本法第 23 条の規定に基づく千代田区災害対策本部が設置された場合には、同本部が廃止されるまでの間、それに統合される。 (3) 連絡態勢																	
	種 類	内 容	人 員	連 絡 態 勢	主として、情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた配備態勢の指示連絡が行える態勢。	水防要員の若干名												
	種 類	内 容	人 員															
	連 絡 態 勢	主として、情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた配備態勢の指示連絡が行える態勢。	水防要員の若干名															
	(4) 配備態勢																	
	種 類	基 準 及 び 内 容	人 員	警 戒 配 備 態 勢	おおむね次の場合で、警戒すると共に主として雨量・水位の観測及び水防資器材の点検等を行う態勢 1 水防用気象情報の警報が発せられたとき。 2 洪水注意報が発せられたとき。 3 水防警報の待機又は準備が発せられたとき。	水防要員の おおむね 1/15	第 1 非 常 配 備 態 勢	おおむね次の場合で、水害が発生したとき、直ちに水防活動対応できる態勢。 1 洪水警報が発せられたとき。 2 水防警報の出動が発せられたとき。 3 局地的な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。	水防要員の おおむね 1/6	第 2 非 常 配 備 態 勢	かなりの水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき直ちに水防活動に対応できる態勢。	水防要員の おおむね 1/3	第 3 非 常 配 備 態 勢	複数の区域で水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき直ちに水防活動に対応できる態勢。	水防要員の おおむね 1/2	第 4 非 常 配 備 態 勢	区内全域にわたる水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。	水 防 要 員 全 員
	種 類	基 準 及 び 内 容	人 員															
	警 戒 配 備 態 勢	おおむね次の場合で、警戒すると共に主として雨量・水位の観測及び水防資器材の点検等を行う態勢 1 水防用気象情報の警報が発せられたとき。 2 洪水注意報が発せられたとき。 3 水防警報の待機又は準備が発せられたとき。	水防要員の おおむね 1/15															
	第 1 非 常 配 備 態 勢	おおむね次の場合で、水害が発生したとき、直ちに水防活動対応できる態勢。 1 洪水警報が発せられたとき。 2 水防警報の出動が発せられたとき。 3 局地的な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。	水防要員の おおむね 1/6															
	第 2 非 常 配 備 態 勢	かなりの水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき直ちに水防活動に対応できる態勢。	水防要員の おおむね 1/3															
第 3 非 常 配 備 態 勢	複数の区域で水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき直ちに水防活動に対応できる態勢。	水防要員の おおむね 1/2																
第 4 非 常 配 備 態 勢	区内全域にわたる水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。	水 防 要 員 全 員																
(注) 水防要員は、異常気象が発生し、若しくは発生が予想される場合には、気象情報に注意し事態に即した水防態勢がとれるよう留意するものである。																		

機 関 名	活 動 内 容
東 京 消 防 庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	1 活動方針 洪水、高潮、内水氾濫等により、大規模な水災の発生危険があるときまたは発生したときは、消防機関の判断または水防管理者の要請により、水防活動を実施して、水災の被害の軽減に努め、住民の生命身体及び財産を保護する。 2 事前措置 水防活動を効果的に実施するため、水防施設物及び水防上注意を要する箇所等（ハザードマップ等の活用）の状況を把握し、被害予測を行い、水防基本計画、招集編成計画等を樹立するとともに事前教養を実施する。 3 水防態勢等 (1) 水防態勢は、大雨警報等の発令により水災の危険がある場合、即応態勢を確立するため発令する。 (2) 水防非常配備態勢は水災に対処するため、東京消防庁警防本部長が水災の規模に応じ、水防第1非常配備態勢から水防第4非常配備態勢に区分して発令する。ただし、局地的な集中豪雨等による被害の発生が予想され、若しくは発生した場合は、第一消防方面本部長又は当該消防署長が状況に応じて水防第1非常配備態勢及び水防第2非常配備態勢を発令する。 4 水防活動 消防機関（消防署及び消防団）は、次により水防活動を実施する。 (1) 消防機関の長は、水防管理者から出場の要請を受けたとき又は自ら水防始業の必要を知ったときは、各関係機関と連携し、水防活動を行う。 (2) 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。 (3) 水防上緊急の必要がある場合においては、水防法（昭和24年法律第193号）第21条に基づき消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。 (4) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれを各関係機関に通知するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。 (5) 消防機関の長は、水防のため止むを得ない必要があるときは、水防法第24条に基づきその区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。 5 消防団の現況→資料編 資料第15
第 一 建 設 事 務 所	1 活動方針 (1) 水防管理団体の行う水防が十分に行われるように気象情報、観測情報及び水防警報等の情報を連絡する。 (2) 気象状況並びに水位、潮位に応じて河川、海岸の警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講じる。 (3) 水防作業に必要な技術上の援助を行う。 (4) 水防作業に必要な資器材の援助を行う。 (5) 他の水防機関との連絡、調整を行う。 (6) 水防計画で定めた箇所の雨量及び水位の観測を行う。 (7) 洪水、高潮又は津波による著しい危険が切迫していると認められるとき、知事からその命を受けた場合、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。 (8) 洪水、高潮又は津波による被害情報の収集を行う。

風水害対策編 第4部 風水害応急・復旧対策計画
第4章 水防対策

機 関 名	活 動 内 容																					
第一建設事務所	(9) 内水による浸水被害情報を得たときは、関係機関に連絡をするとともに、事態に即応した措置を講ずる。 また、埼玉県及び神奈川県と水防情報の協力に関する協定により、関連する河川について水防に必要な情報を連絡し、水防の万全に努めるものとする。																					
	2 配備態勢 建設局長（水防本部長）は、都が分担する水防活動に万全を期するため、気象、水害等に応じて次表の基準を目安に態勢を指示するものとする。 なお、各事務所の態勢人員は、当該所管地域の特性等を考慮し、河川部長に協議のうえ、各事務所長が定めるものとする。																					
	<table><tr><th>種 類</th><th>基 準 及 び 内 容</th><th>人 員（本部）</th></tr><tr><td>連 絡 態 勢</td><td>主として情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた配備態勢の指示連絡が行える態勢</td><td>若干名</td></tr><tr><td>警 戒 配 備 態 勢</td><td>おおむね次の場合で、警戒するとともに主として雨量・水位の観測及び水防資器材の点検等を行う態勢 1 水防用気象情報の警報が発せられたとき 2 荒川及び利根川のいずれかに洪水注意報が発せられたとき 3 水防警報の待機または準備が発せられたとき</td><td>水防要員の おおむね 1/12</td></tr><tr><td>第 1 非常 配 備 態 勢</td><td>おおむね次の場合で、水害が発生したとき、ただちに水防活動に対応できる態勢 1 荒川及び利根川のいずれかに洪水警報が発せられたとき 2 水防警報の出動が発せられたとき 3 局地的な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき</td><td>水防要員の おおむね 1/7</td></tr><tr><td>第 2 非常 配 備 態 勢</td><td>複数の区域で水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき</td><td>水防要員の おおむね 1/4</td></tr><tr><td>第 3 非常 配 備 態 勢</td><td>大規模な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき</td><td>水防要員の おおむね 1/3</td></tr><tr><td>第 4 非常 配 備 態 勢</td><td>都内全域にわたり水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき</td><td>水防要員全員</td></tr></table>	種 類	基 準 及 び 内 容	人 員（本部）	連 絡 態 勢	主として情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた配備態勢の指示連絡が行える態勢	若干名	警 戒 配 備 態 勢	おおむね次の場合で、警戒するとともに主として雨量・水位の観測及び水防資器材の点検等を行う態勢 1 水防用気象情報の警報が発せられたとき 2 荒川及び利根川のいずれかに洪水注意報が発せられたとき 3 水防警報の待機または準備が発せられたとき	水防要員の おおむね 1/12	第 1 非常 配 備 態 勢	おおむね次の場合で、水害が発生したとき、ただちに水防活動に対応できる態勢 1 荒川及び利根川のいずれかに洪水警報が発せられたとき 2 水防警報の出動が発せられたとき 3 局地的な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員の おおむね 1/7	第 2 非常 配 備 態 勢	複数の区域で水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員の おおむね 1/4	第 3 非常 配 備 態 勢	大規模な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員の おおむね 1/3	第 4 非常 配 備 態 勢	都内全域にわたり水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員全員
	種 類	基 準 及 び 内 容	人 員（本部）																			
	連 絡 態 勢	主として情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた配備態勢の指示連絡が行える態勢	若干名																			
	警 戒 配 備 態 勢	おおむね次の場合で、警戒するとともに主として雨量・水位の観測及び水防資器材の点検等を行う態勢 1 水防用気象情報の警報が発せられたとき 2 荒川及び利根川のいずれかに洪水注意報が発せられたとき 3 水防警報の待機または準備が発せられたとき	水防要員の おおむね 1/12																			
	第 1 非常 配 備 態 勢	おおむね次の場合で、水害が発生したとき、ただちに水防活動に対応できる態勢 1 荒川及び利根川のいずれかに洪水警報が発せられたとき 2 水防警報の出動が発せられたとき 3 局地的な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員の おおむね 1/7																			
	第 2 非常 配 備 態 勢	複数の区域で水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員の おおむね 1/4																			
	第 3 非常 配 備 態 勢	大規模な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員の おおむね 1/3																			
	第 4 非常 配 備 態 勢	都内全域にわたり水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員全員																			
(注) 水防要員は、異常気象が発生し又は発生が予想される場合には、気象情報に注意し事態に即応した水防態勢ができるよう、留意するものである。																						

(2) 水防組織及び業務分担

水防活動は、気象情報等や水災害の発生の状況により、状況に即応する態勢で効果的な活動を行わなければならない。ここでは、千代田区災害対策本部が設置されるまでの態勢における業務分担の基準を示し、効果的な水防活動に資するとともに、災害対

策本部設置後におけるまちづくり推進部の所管事項の分掌について、明らかにすることにより、災害対策本部が設置され廃止されるまでの間における活動の円滑化を図る。

水防組織		水防活動における業務基準	災対組織の所管事項等
総括指揮 まちづくり推進部長	管理課（課長 まちづくり総務課長）	庶務班 庶務及び経理に関する事 本部及び他の部との連絡に関する事 部内の連絡調整に関する事	部内の連絡調整に関する事
		連絡班 水防機関との連絡に関する事 水防に関し他の機関及び団体等との渉外に関する事 水害統計（統計法）に関する事 水防報告（水防法）に関する事	交通規制情報の把握に関する事 水防団体及び水防機関との連絡調整に関する事
		記録班 水防用気象情報及び処理の記録に関する事 庶務班及び連絡班の技術分野についての判断に関する事	応急土木資材及び労力の調達並びに運用に関する事
	工事課（課長 まちづくり推進部内課長 補佐 まちづくり総務課長を除く）	器材班 水防活動に必要な器材の調達及び整備に関する事 水防従事者人員の把握、課内の調整に関する事	道路・河川等の予防、復旧計画に関する事 課内の調整に関する事
		道路情報班 内水、陥没及び樹木、塀等の倒壊等被害の一般情報について積極的な収集に関する事 業者の応援能力の把握に関する事	水位及び流量並びに河川の被害情報の収集に関する事
		河川情報班 水位及び溢水等被害、その他の河川に関する一般情報並びに各種公園施設及び街路灯の被害に関する情報について、積極的な収集に関する事 業者の応援能力の把握に関する事	技術班出動の調整に関する事
		技術1班 ～ 技術7班 被害の応急処理を行う。この場合、1班は主として麴町地区を、又2班は神田地区を担当する。 3班は日本橋川を、4班は神田川に関する事を担当する。5班は予備班とする。 被害が拡大し、業者及び水防機関、他の水防管理者、一般民間人の応援を求めるときは、6、7班を編成し、この指揮にあたる。	別に区域又は対象を定め、下記の事項を分掌する。 道路、橋梁及びその他所管施設の復旧に関する事。 河川、水路の水防及び復旧に関する事。 道路障害物の除去に関する事。

- (注) 1 各種連絡態勢及び配備態勢の班別における動員数は別に定め、これを基準とするが、課長は部長の指示に従い、班別における動員数を具体的、個別的に決定することがある。
- 2 収集されたあらゆる情報は、この情報を必要とする班及び記録班に伝達するとともに、この情報に関する処理経過を、記録班にできるだけ迅速に通知すること。
- 3 情報収集に関して、事前に一般民間人の協力の必要性が予想される区域又は対象については、水防協力員を配置し、情報収集に万全を期す。
- 4 出水に際し、簡易な出水防御施設の簡単な操作により、出水を効果的に防御できる場合は、水防協力員を配置し、当該施設の保管及び操作を依頼し、出水の防御に万全を期す。

(3) 訓練

下記の事項に関し、年1回以上訓練を行うものとする。

- ア 各種態勢の指示、それに伴う水防要員の動員
- イ 一定の想定による情報処理
- ウ 水防機関、その他の水防に関する機関及び団体等の連絡
- エ 災対組織におけるまちづくり推進部所管事項の処理に関すること。
- オ その他必要な事項

(4) 水防用器具、資材及び設備並びに輸送

ア 区長（水防管理者）は、その管内における水防活動を十分果たせるよう水防用器具、資材及び設備を準備しておく。また、資材を確保するため、最寄りの資材業者の手持資材を常時調査し、緊急の補給に備えておくものとする。

区の水防倉庫及び備蓄器材の配置は、次のとおりである。

水防倉庫及び備蓄器材

- ・水防倉庫
所在地 千代田区紀尾井町5-1 (69.2m²)
- ・備蓄資器材

平成26年4月1日現在

品名	形状寸法	在庫量	単位	備考
土嚢袋（化繊）		2,000	枚	
土嚢留杭（SPパイル）		85	本	
軽量鋼板	1800×400	40	枚	
シート		5	枚	
シャベル（剣スコップ）		400	丁	
ツルハシ		5	丁	
掛矢		13	丁	ハンマーを含む
ペンチ		3	丁	鉄線切を含む
一輪車		12	台	
縄		1,500	m	

イ ほかに緊急用として土のう（袋砂入り）を配備
区内 7,620 袋（平成25年10月現在）

ウ 輸送

区はあらゆる非常事態を想定し、他機関との連絡経路又は資材輸送確保のため、あらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

2 決壊時の措置

(1) 決壊の通報及びその後の措置

堤防その他の施設が決壊し、またはこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者、消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互に情報交換するなど連絡を密にする。

決壊後といえども、水防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

(2) 立ち退き

ア 立ち退きの指示

洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められたときは、水防管理者は、必要と認められる区域の居住者に対し、ラジオ、信号、その他の方法により立退、又はその準備を指示する。

この場合、遅滞なく地元警察署長にその旨を通知する。

イ 避難誘導等

立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者については、警察は、水防管理者と協力して救出又は避難誘導する。

水防管理者は、地元警察署長及び消防署長と協議のうえ、あらかじめ立退先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。

3 費用及び公用負担

(1) 費用負担

水防管理団体は、その管理区域の水防に要する費用を負担するものとする。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、当該応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。（水防法第23条第3、第41条第3）

又は区域外の区市町村が当該水防により著しく、利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は両者が協議して定めるものとし協議が成立しないときは、知事にあつせんを申請することができる。（水防法第43条）

(2) 公用負担

ア 公用負担権限

(ア) 水防法

水防のための緊急の必要があれば、水防管理者又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。（水防法第28条）

- ・ 必要な土地の一時使用
- ・ 土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用
- ・ 車両、その他の運搬具又は器具の使用
- ・ 工作物その他の障害物の処分

(イ) 災害対策基本法

区長は、区の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の権限を行使することができる。（災害対策基本法第64条）

- ・ 土地、建物及び工作物の一時使用
- ・ 土石、竹木その他の物件の使用及び収用
- ・ 災害を受けた工作物及び物件で応急措置に支障となるものの除去

イ 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、水防管理団体は、時価によりその損失を補償する。（水防法第28条）

第5章 警備・交通規制

警備態勢・交通規制態勢を確立するとともに、交通情報を収集し、警備・交通規制を実施する。

第1節 警備（警察署）

災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合、速やかに関係機関は、総力をあげて住民の生命、身体、財産及び交通秩序の維持並びに各種の犯罪の予防、取締り、その他公共の安全と秩序を維持し、被災地における治安の万全を期することが必要である。

このため、本節においては、警備態勢、警備活動について定める。

■時系列活動項目

機関名	発災前	危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の確立期	非常警戒期		1時間以内	3時間以内	6時間以内	24時間以内	72時間以内
警察署 防災・危機管理課、まちづくり推進部								

1 警備態勢

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	関係機関と緊密な連絡を保持しながら、総合的な災害活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備態勢を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか関係機関の活動に協力する。 風水害警備の態勢は、気象状況、被害状況等に応じて、準備態勢、注意態勢、警戒態勢、非常態勢の4段階とする。 1 準備態勢 台風がおおむね定型的転向点付近に達して、その進路が東海ないし関東地方に向った場合、又は降雨量その他気象条件から判断して被害の発生が予想される場合。 2 注意態勢 台風の進路がおおむね関東地方に向い、かつ、その規模から判断して管内に相当の影響を与えることが予想される場合、又は、降雨量その他の気象条件から判断して、被害の発生が予想される場合。 3 警戒態勢 東京地方に暴風雨警報が発令された場合、神田川、日本橋川に洪水

機 関 名	内 容
	が発生し、管内に影響を与えると判断した場合、又は、降雨量その他の気象条件から判断して相当の被害の発生が予想される場合。 4 非常態勢 台風の通過により、高潮の来襲又は河川の増水により堤防の決壊、溢水、洪水の流下、内水はん濫等により著しい危険が切迫し、重大な被害が予想される場合、又は、重大な被害が発生した場合。

2 警備活動

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麴町警察署 神田警察署 万世橋警察署	災害が発生した場合には、全力をつくして人命の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施し、もって住民の生命、身体、財産の保護並びに災害時における秩序の維持にあたる。 風水害発生時における警察活動は、おおむね次のとおりとする。 1 河川その他危険箇所の警戒 2 災害地における災害関係の情報収集 3 警戒区域の設定 4 被災者の救出救助 5 避難者の誘導 6 危険物の保安 7 交通秩序の確保 8 犯罪の予防並びに取締り 9 行方不明者の調査 10 遺体の調査等及び検視

3 その他

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麴町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 警戒区域の設定 災害現場において、区長又は区長の職権を行う区の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに直ちにその旨を区長に通知する。 2 区に対する協力 (1) 区長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても事態が急を要するときは、積極的に災害応急活動を実施する。 (2) 区の緊急輸送車両の通行については、優先通行等の便宜を供与し、災害応急活動が迅速に行えるよう努める。 (3) り災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

第2節 道路交通規制（防災・危機管理課、まちづくり推進部、警察署、首都高速）

災害時における道路交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等、救援、救護活動の基礎となるものであり、極めて重要である。本節においては、交通情報の収集、交通規制等、災害時における道路交通の確保について、必要な事項を定める。

1 交通情報の収集と交通規制

- (1) 交通情報の収集に努めるとともに道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を区長（区本部長）に通報する。
- (2) 隣接区に通ずる国道その他の幹線道路については、関係警察署と連絡を密にし、一般車両のう回等混雑緩和の措置を講じて、交通秩序の維持に努める。

2 交通規制

- (1) 広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。
- (2) 被災地及びその周辺を管轄する警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

3 車両検問

主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。

4 その他

交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強並びに排水等については、関係機関に連絡し、復旧の促進を図る。

第6章 緊急輸送

震災対策編 第2部第5章に準ずる。

緊急輸送車両等を確保するとともに、緊急道路障害物除去道路を選定し、迅速な緊急輸送を実施する。

■時系列活動項目

機関名	発災前 危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の 確立期	非常警戒期	1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	24時間 以内	72時間 以内
警察署、防災機関 環境安全部、 まちづくり推進部 防災・危機管理課							
	○緊急道路上の障害物除去						
	○輸送車両等の確保						

第1節 緊急輸送路ネットワークの整備（防災・危機管理課、まちづくり推進部、都）

震災対策編 第2部第5章第1節に準ずる。

第2節 緊急道路障害物除去等（防災・危機管理課、まちづくり推進部、環境安全部、警察署、首都高速、東京国道事務所、都）

震災対策編 第2部第5章第2節に準ずる。

第3節 輸送車両等の確保（全部局、その他防災機関）

震災対策編 第2部第5章第3節に準ずる。

第7章 救助・救急活動

震災対策編 第2部第6章に準ずる。

救助・救急体制を確立するため、負傷者等の救助及び後方搬送体制等を整備し、迅速な救助・救急活動を実施する。

■時系列活動項目

機関名	発災前 危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の 確立期	非常警戒期	1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	24時間 以内	72時間 以内
消防署、 警察署、 防災・危機管理課	○救助・救急活動の実施						

第1節 消防署・警察署の活動態勢（消防署、警察署）

震災対策編 第2部第6章第1節に準ずる。

1 活動態勢

警察署、消防署は、それぞれの警備活動、消防活動方針によるほか、区・千代田保健所、地区医師会、病院等の医療機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務等救助・救急態勢をとる。

2 救助・救急

機関別の対応は次のとおりとする。

機 関 名	対 応 措 置
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 出水によるでき水者、家屋の倒壊、崖くずれ等による被災者等の救出救護を最優先に行う。 2 負傷者は、直ちに応急措置を施し救護施設に収容する。 3 浮流者を発見したときは、舟艇、ゴムボート、ロープ、救命索など資機（器）材を有効に活用して迅速に救助する。 4 救出救助活動にあたっては、区、消防署等関係機関と積極的に協力し負傷者の救出救助の万全を期する。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	1 活動方針 風水害により、多数の負傷者が発生した場合は、初動態勢の確立並びに関係機関活動開始後の協力体制を確保し、迅速的確な救助・救急活動にあたる。

機 関 名	対 応 措 置
	2 事前対策 災害に対処する事前対策として次のように各種の調査を行い、関係機関との協調を図る。 (1) 傷病者受入体制の把握 医療機関、特に救急医療機関と常に密接な連絡を保ち、災害発生時における傷病者収容能力、医療処置能力等受入体制の実態を把握する。 (2) 資器材保有場所の調査 災害発生時に迅速的確な行動ができるよう救急用特殊車両、医療衛生資器材、救助・救急資器材の保有場所の調査を行う。 3 救助・救急活動 現場の関係機関と連携を密にし、傷病者の救出、救護活動を最優先とし、救急処置や傷病者搬送等の優先度を決定（トリアージ）して必要な救命処置を行い、傷病者の迅速、安全な搬送を優先とした活動を原則とする。 (1) 救助活動 救助は、救命処置を必要とする者を優先し、消防団員等の協力を得て行う。 (2) 救急活動 災害活動における救急処置及び搬送は、救命処置を必要とする者を優先とし、東京 DMAT 等の活動協力を得て傷病者の迅速、安全な搬送を行う。 原則として被災現場から医療救護所までは区が対応し、医療救護所から医療機関までは都及び区が対応することとなっていることから、連携を適切に行い、効果的な活動を行う。 (3) 関係機関への協力要請及び連携 交通規制、医療救護班の派遣、現場救護所の設置及び医療資器材等、必要な協力を関係機関に要請するとともに、傷病者の救護にあたっては区千代田保健所、地区医師会、日赤東京都支部及び警察署等との連絡を密にして、効果的な救護活動を行う。 4 必要な部隊等の編成 大規模な災害に対処するため、事前計画に基づき、消防部隊を編成して対処する。

第2節 区民・事業所等の活動態勢（防災・危機管理課）

震災対策編 第2部第6章第2節に準ずる。

第8章 医療救護等対策

震災対策編 第2部第8章に準ずる。

応急医療救護体制を確立するとともに、医療情報の収集伝達、負傷者等の搬送及び後方医療体制等を整備し、迅速な医療救護等の支援対策を実施する。

■時系列活動項目

機関名	発災前	危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の確立期	非常警戒期		1 時間以内	3 時間以内	6 時間以内	24 時間以内	72 時間以内
医療救護活動拠点 （千代田保健所）								
	○都・防災関係機関・医師会等との連絡調整談							
	○情報収集							
	○医師会等へ医療救護班編成依頼							
	○医薬品・医療資器材等の調達							
	○医薬品等の区内搬送							
	○重症患者の搬送及び収容							
	○日赤東京都支部等からの血液製剤の調達							
医師会 歯科医師会 薬剤師会								
	○医療救護班等の編成							
	○医療救護所の設置							
	○傷病者に対する応急救置							
	○災害拠点病院等への負傷者搬送の要否順位の決定							
	○医薬品等の在庫管理・服薬指導等							
								○死亡の確認

第1節 応急医療救護体制（防災・危機管理課、地域保健担当、区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会）

第2節 保健活動（地域保健担当）

第3節 防疫・生活衛生（地域保健担当）

第4節 動物愛護（地域保健担当）

■時系列活動項目

機関名	発災前 危険な状態		発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の 確立期	非常警戒期		1 時間 以内	3 時間 以内	6 時間 以内	24 時間 以内	72 時間 以内
防災・危機管理課 保健福祉部、 子ども・教育部 警察署、消防署	○避難所の開設							
	○避難勧告等の発令							
	○避難誘導							
	○避難所の運営							

第1節 避難（防災・危機管理課、まちづくり推進部、子ども・教育部、警察署、消防署、都）

このため、本節においては、事前避難、避難の勧告・指示、避難誘導に関し、必要な事項を定める。

1 事前避難

区は、災害時に事前避難を必要とする地域をあらかじめ定めておき、その地域の住民（特に高齢者、乳幼児、病人等）に対しては、避難場所及び避難の方法等を事前に周知徹底させておき、災害時には、積極的に自主避難するよう指導する。また、必要に応じ、避難準備情報を発令する。

2 避難準備、勧告または指示

(1) 一般基準

- ア 河川が警戒水位を突破し、浸水のおそれがあるとき。
イ 河川の上流地域が水害を受け、下流地域が危険なとき。
ウ 崖くずれ等により著しい危険が切迫しているとき。
エ 避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき。
オ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められたとき。

(2) 勧告又は指示

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 管轄区域内において危険が切迫した場合には、区長は所轄警察署長及び消防署長と協議のうえ、地域、避難先を定めて当該地域住民に対し避難準備、勧告又は指示する。この場合、直ちに都に報告する。 2 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずるものとする。 3 避難の勧告又は指示の伝達は、区が警察署、消防署の協力を得て当該住民に対し、迅速かつ的確に伝達する。 ※ 伝達の方法は、千代田区防災行政無線を活用するほか、広報車又は口頭によるものとする。

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	現地において、著しい危険が切迫しており、区長から勧告又は指示を受けるいとまがないと認めるとき、又は区長から要求があった場合は、警察官が直接住民に避難を指示する。この場合、警察官は直ちに区長に通報する。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	避難の勧告又は指示が出された場合は、各防災機関と連携し、広報車、消防車積載の拡声装置等を活用し伝達する。 また、被災状況を勘案し、必要な情報を区へ通報する。

3 避難勧告等の判断・伝達

避難勧告の判断基準等

(1) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

区は、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成26年9月）」に基づき、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成を検討する。避難勧告等の判断・伝達マニュアルの内容については、下記の項目を含む。

ア 水害の避難勧告等

- (ア) 避難勧告等の対象とする水害
- (イ) 避難勧告等を判断する情報
- (ウ) 判断基準設定の考え方

イ 高潮災害の避難勧告等

- (ア) 避難勧告等の対象とする高潮災害
- (イ) 避難勧告等を判断する情報
- (ウ) 判断基準設定の考え方

(2) 避難に要する時間を見込んだ避難勧告の発令

区は、それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んだうえで、避難勧告等を発令する。

ア 都の水防計画・地域防災計画で定められている避難勧告等の判断基準

(ア) 洪水予報対象河川（区に関係する河川は荒川および神田川）

国管理：利根川上流部、江戸川、中川、綾瀬川（谷古宇区間）、荒川、
多摩川、浅川

都管理：神田川、目黒川、渋谷川・古川、野川・仙川、芝川・新芝川

- ・洪水予測が可能であり、気象庁と国交省関東地整による共同の洪水予報を行い、洪水による重大な損害発生のおそれがある河川

- ・基準1： 氾濫注意情報（氾濫注意水位を越える洪水の予想）
- ・基準2： 氾濫警戒警報（氾濫危険水位を越える洪水の恐れ）
- ・基準3： 氾濫危険水位（氾濫危険水位は避難指示の目安）

(イ) 水位周知河川

国管理：大栗川

都管理：石神井川、善福寺川、妙正寺川、鶴見川、恩田川、真光寺川、境川

県管理：鶴見川、麻生川、境川

(ウ) 水防警報河川

国管理：江戸川・旧江戸川（松戸）、中川（高砂）、綾瀬川（谷古宇）、
荒川・隅田川（岩淵水門（上））、多摩川（調布橋、日野橋、石原、
田園調布（上）、多摩川河口）、浅川（浅川橋）、大栗橋（報恩橋）

都管理：鶴見川（下川戸橋）、恩田川（高瀬橋）、真光寺川（矢崎橋）、
境川（根岸橋、堺橋）

県管理：鶴見川（岡上橋）、麻生川（新三輪橋）、境川（風戸橋、昭和橋、
高橋、幸延寺橋）

イ 避難勧告判断・伝達マニュアルガイドライン（平成26年9月）に定められた判断基準設定の考え方

(ア) 洪水予報河川

a) 避難準備情報

- ・避難判断水位は、避難場所の開設、災害時要援護者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。
- ・ただし、避難判断水位を超えても、最終的に氾濫危険水位を超えない場合も多い。
- ・このため、避難判断水位を超えた段階で、河川上流域の河川水位やそれまでの降り始めからの累積雨量、雨域の移動状況等を合わせて判断することが望ましい。
- ・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、堤防の漏水等・侵食が発見された場合、避難準備情報の判断材料とする。
- ・なお、台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。

b) 避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合

- ・基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告等は発令する。

- ・降水短時間予報（6時間先までの各1時間雨量）、大雨警報・注意報の文中に記載される注意警戒期間、府県気象情報（予想される24時間雨量）を判断材料とする。
- ・過去の洪水で、流域平均雨量がどの程度で氾濫危険水位に到達する可能性があるのかを認識する必要がある。

c) 避難勧告

- ・氾濫危険水位は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。
- ・ただし、水位観測所の受け持ち区間は数kmから数10kmに及び、受け持ち区間内の最も危険な箇所を基に氾濫危険水位が設定されている場合が多く、氾濫危険水位に到達した段階で、すべての市町村・区域に氾濫のおそれが生じるとは限らない。
- ・このため、市町村・区域ごとに堤防等の整備状況を踏まえた危険箇所、危険水位等を把握し、避難勧告の判断材料とする。
- ・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの漏水等の状況を把握し、避難勧告の判断材料とする。
- ・なお、台風の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。

d) 避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合

- ・基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告は発令する。
- ・降水短時間予報（6時間先までの各1時間雨量）、大雨警報の文中に記載される注意警戒期間、府県気象情報（予想される24時間雨量）を判断材料とする。
- ・過去の洪水で、流域平均雨量がどの程度で氾濫危険水位に到達する可能性があるのかを認識する必要がある。

e) 避難指示

- ・河川の水位が堤防を越える場合には、決壊につながることを想定されるため、避難指示の判断材料とする。
- ・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、水防団等から、漏水等の堤防の決壊につながるような前兆現象が確認された場合、避難指示の判断材料とする。

f) 大河川における氾濫発生時の対応

- ・大河川において、避難勧告を発令していない状況で、河川から離れた市町村及び下流域の市町村は、氾濫が発生した場合、氾濫発生情報を基に、避難勧告等を発令する必要がある。
- ・氾濫シミュレーションや河川管理者の助言等を参考に、あらかじめ氾濫発生からどれくらいの時間で氾濫水が到達するのか把握しておくものとする。

(イ) 水位周知河川

a) 避難準備情報

- ・水位周知河川は、流域面積が小さいため、降雨により急激に水位が上昇する場合が多く、氾濫注意水位や避難判断水位を超えた後、時間をおかずに氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達するケースがある。

- ・避難判断水位は、災害時要援護者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。
 - ・ただし、避難判断水位が設定されていない河川もある。
 - ・このような場合には、氾濫注意水位を超えた段階又は上流域の市町村に大雨警報（浸水害）が発表された段階で、河川上流域の雨域の移動状況や降雨予測を合わせて判断することが望ましい。
 - ・また、流域雨量指数は、河川の流域単位での雨量の予測情報を取り込んで計算し、指数化した値を予測値として表示していることから、この予測値を下流の地域への影響を把握する情報として参照することも有効である。
 - ・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、堤防の漏水・侵食が発見された場合、避難準備情報の判断材料とする。
 - ・なお、台風の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。
- b) 避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合
- ・基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告等を発令する。
 - ・降水短時間予報（6時間先までの各1時間予測雨量分布）、大雨警報・注意報の文中に記載される注意警戒期間、府県気象情報（予想される24時間雨量）を判断材料とする。
 - ・過去の洪水で、流域平均雨量がどの程度で氾濫危険水位に到達する可能性があるのかを認識する必要がある。
- c) 避難勧告
- ・氾濫危険水位（特別警戒水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。
 - ・水位周知河川は、流域面積が大きいことから、急激に水位が上昇することがあるため、避難準備情報を発令していなくても、段階を踏まずに避難勧告を発令するが多い。
 - ・流域雨量指数は、河川の流域単位での雨量の予測情報を取り込んで計算し、指数化した値を予測値として表示していることから、この予測値を下流への影響を把握する情報として参照することも有効である。
 - ・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの漏水等の状況を把握し、避難勧告の判断材料とする。
 - ・なお、台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。
- d) 避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合
- ・基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告を発令する。
 - ・降水短時間予報（6時間先までの各1時間予測雨量分布）、大雨警報の文中に記載される注意警戒期間、府県気象情報（予想される24時間雨量）を判断材料とする。
 - ・過去の洪水で、流域平均雨量がどの程度で氾濫危険水位に到達する可能性があるのかを認識する必要がある。

e) 避難指示

- ・河川の水位が堤防を越える場合には決壊につながることを想定されるため避難指示の判断材料とする。
- ・さらに、堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの漏水等の状況を把握し、堤防の決壊につながるような前兆現象が確認された場合、避難指示の判断材料とする。

(ウ) 小河川

a) 避難勧告

- ・本ガイドラインでは、小河川等による浸水は、ほとんどの場合、立ち退き避難を必要としないことから、基本的に避難勧告の対象としない。ただし、山間部等の流れの速い河川沿いの家屋、地下空間等関係者は、立ち退き避難も必要となる場合があることから、これらを対象として避難勧告を発令することを排除するものではない。
- ・現実的には、短時間の降雨で浸水が発生することや狭い範囲の降雨の継続状況を把握することが難しいことから、降雨データのみでの避難勧告の発令は非常に難しい。
- ・時間的余裕が無い場合がほとんどであることから、基本的に避難準備情報は発令しない。
- ・ただし、過去に氾濫した際の記録があり、降水量・降水時間と氾濫の関係性がわかっている小河川等の場合は、避難準備情報の発令も検討する。
- ・また、洪水予報河川、水位周知河川以外の河川においても、重要水防箇所を有し、水防警報を発表する河川（水防警報河川）がある。その場合は水防団出動水位（氾濫注意水位）を設定し、水位を監視していることから、このような河川については、河川管理者と相談の上、一定の水位を設定して避難勧告の判断材料とすることも考えられる。
- ・水位を観測していない河川についても、水防団が出動した場合は、水防団からの現地情報を避難勧告の判断材料とすることも考えられる。
- ・小河川等による浸水は局所的な現象であり、事前に市町村が判断できる情報が少ないことから、住民等からの被害情報を入手して避難勧告の発令の参考とすることも考えられる。
- ・なお、台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。
- ・水位や現地情報等が把握できる小河川等については、氾濫が発生し始めたときに避難指示を発令することも検討する。

(エ) 避難勧告等の解除の考え方

a) 洪水予報河川、水位周知河川

避難勧告等の解除については、水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。

b) 小河川

避難勧告等の解除については、当該河川の水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

<避難勧告等一覧>

	立ち退き避難が必要な住民に求める行動
避難準備情報	・ 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・ 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・ (災害時) 災害時要援護者は、立ち退き避難する。
避難勧告	・ 立ち退き避難する
避難指示	・ 避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者が立ち退き避難する。 ・ 土砂災害から、立ち退き避難をしそびれた者が屋内安全確保をする。 ・ 津波災害から、立ち退き避難する。

※平成25年6月の災害対策基本法の改正により、区長は「避難のための立ち退き」の指示のみでなく、「屋内での待避等の安全確保措置」も住民に対し指示できるようになった(第60条第1及び第3項)。これは、災害によっては屋外を移動して避難所等へ避難する途上で被災することも考えられ、それよりも自宅等の屋内に留まったり、建物の上階へ移動(垂直避難)したりするほうが安全な場合もありうることから、新たに位置付けられたものである。

(3) 水位予測システムの活用

都内の中小河川は、集中豪雨の際には、水位が上昇する時間が極めて短いことなどから、大河川と比較して、水位予測が困難であった。そこで都は、神田川について、1時間先の水位を予測できるシステムを開発し、平成18年度より水防災総合情報システムで各建設事務所に情報提供している。

また、区は、河川情報システム(風水害対策編 第2部第4章第1節 参照)により神田川等の水位を常時監視できる。

今後は、こうした水位予測システムや河川情報システムによる情報を、区民等へ広く周知できるよう、都と連携を図る。

(4) 区の避難勧告等の判断・伝達に対する支援

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、区市町村長は、避難勧告等に当たって国(指定行政機関の長・指定地方行政機関の長)又は都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならないと規定された(第61条の2)。

区は、必要に応じて都に対して避難勧告等の判断・伝達に対する支援を求める。

都は、区からの助言の求めに応じ、以下の支援を実施する。

ア 都が管理する具体的な河川について堤防の決壊や越水氾濫のデータを収集し、区に提供する。

(ア) 警戒すべき区間

(イ) 施設の整備状況

イ 具体的な内水氾濫データを収集し、区に提供する。

(ア) 警戒すべき区間

(イ) 内水氾濫の特徴

(5) 避難勧告等の伝達内容

避難勧告判断・伝達マニュアルガイドライン（平成26年9月）に基づく、防災行政無線を使用した場合の避難勧告等の伝達文の一例を、以下に示す。

【水害（洪水予報河川）】

種 別	伝達文の例
避難準備情報	■緊急放送、緊急放送、避難準備情報発令。 ■こちらは、千代田区です。 ■〇〇川の水位が避難判断水位に到達したため、〇時〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難準備情報を発令しました。 ■〇〇地域の〇〇地区の方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず避難して下さい。 ■高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方などは、予め定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難して下さい。
避難勧告	■緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。 ■こちらは、千代田区です。 ■〇〇川の水位が氾濫のおそれのある水位に到達したため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難勧告を発令しました。 ■〇〇地域の〇〇地区の方は、直ちに予め定めた避難行動をとってください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。
避難指示	■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 ■こちらは、千代田区です。 ■〇〇川の水位が堤防の高さを超えるおそれがあるため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難指示を発令しました。 ■未だ避難していない方は、直ちに避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。 *命を守るための最低限の安全確保行動を行うことを呼びかける。 ■〇〇地区で堤防から水があふれました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。

【水害（水位周知河川）】

種 別	伝達文の例
避難準備情報	■緊急放送、緊急放送、避難準備情報発令。 ■こちらは、千代田区です。 ■〇〇川の水位が避難判断水位に到達したため、〇時〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難準備情報を発令しました。 ■〇〇地域の〇〇地区の方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず避難して下さい。 ■高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方などは、予め

種 別	伝達文の例
	定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難して下さい。
避 難 勧 告	■緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。 ■こちらは、千代田区です。 ■〇〇川の水位が氾濫のおそれのある水位に到達したため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難勧告を発令しました。 ■〇〇地域の〇〇地区の方は、直ちに予め定めた避難行動をとってください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。
避 難 指 示	■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 ■こちらは、千代田区です。 ■〇〇川の水位が堤防の高さを超えるおそれがあるため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難指示を発令しました。 ■未だ避難していない方は、直ちに避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。 ■〇〇地区で堤防から水があふれました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。

【高潮災害】

種 別	伝達文の例
避 難 勧 告	■緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。 ■こちらは、千代田区です。 ■高潮警報（又は高潮特別警報）が発表され浸水被害の可能性が高まっているため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に高潮災害に関する避難勧告を発令しました。 ■〇〇地域の〇〇地区の方は、あらかじめ定めた避難場所に避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。
避 難 指 示	■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 ■こちらは、千代田区です。 ■高潮被害が発生するおそれがあるため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に高潮災害に関する避難指示を発令しました。 ■未だ避難していない方は、最寄りの高い建物等へ直ちに避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。 ■現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物などに避難してください。

(6) 多様な言語による避難勧告等の伝達

本区には多くの外国人が在住しているほか海外からの観光客等も多いことから、緊急を要する避難勧告等の伝達にあたっては英語など多様な言語での情報提供を実施する。

4 避難誘導

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 避難の勧告又は指示をした場合、区は、警察署、消防署及びその他の防災機関の協力を得て、なるべく地域又は町会単位に、あらかじめ指定してある避難所に誘導する。この場合、区は、避難所に職員を派遣して支障をきたさないようにする。 2 災害状況に応じ、校（園）長を中心に全教職員が協力して、幼児・児童・生徒の安全を確保できるようにするとともに、次のとおり避難計画作成指導を行う。 (1) 計画の内容を、教職員へ周知徹底するとともに、幼児・児童・生徒に基本的事項について、反復指導及び訓練を実施し、災害時の行動に生かされるようにすること。又、必要な事項については、保護者に周知しておくこと。 (2) 避難所、避難経路及び保護者への引渡し場所は、地元防災機関と連絡を密にし、当該地域の防災計画等に即して選定すること。 (3) 避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担は、明確にしておくこと。 (4) 避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外学習時等各々の状況に応じた対策であること。 (5) 低学年、高学年、障害の程度等幼児・児童・生徒の発達段階を配慮したものであること。 (6) 校内放送、非常ベル等校内通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪な条件を想定し、代替手段をも検討しておくこと。 (7) 幼児・児童・生徒の人員把握と報告の方法を具体的に定めておくこと。 (8) 保育園については、震災対策編 第2部第18章第6節に準ずる。

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麴町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 避難の勧告又は指示が出された場合には、区に協力してあらかじめ指定された避難所等に誘導し収容する。 2 誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておき、誘導する場合には、危険箇所に標示等をするほか、要所に誘導員を配置し事故防止に努める。 3 浸水地においては、必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を活用し、安全を期する。 4 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させるものとするが、説得に従わないときは、警察官の判断により警察官職務執行法に基づく措置をとる。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麴町消防署 神田消防署	区災害対策本部長等から地域住民に対して、避難のための指示又は勧告が行われた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、関係防災機関と連携し、当該避難の指示又は勧告の伝達を行う。 1 避難の勧告又は指示が出された場合には、災害の規模、気象状況、道路橋梁の状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係防災機関に通知する。 2 避難勧告又は指示がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難勧告又は指示を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。 3 避難が開始された場合は、消防団員の活動により、避難誘導にあたる。

第2節 広域避難（防災・危機管理課、まちづくり推進部、子ども・教育部、警察署、消防署、都）

平成25年11月4日に発生した台風第30号は、その後発達を続け、中心気圧895hPa、最大瞬間風速90m/sにまで達し、その進路上に位置するフィリピンに甚大な被害をもたらした。

日本では、昭和9年(1934年)9月21日に上陸した室戸台風(上陸時中心気圧911hPa)、昭和34年(1959年)9月26日に上陸した伊勢湾台風(上陸時中心気圧929hPa)など、勢力の強い台風の上陸による大規模な被害の記録があるほか、昭和22年(1947年)9月のカスリーン台風では、上陸しないにもかかわらず、停滞した前線が台風によって刺激され、記録的な雨量によって利根川が決壊するなどの被害が出た。

このように大規模な台風の上陸、若しくは台風接近に伴う前線の刺激による豪雨の危険性は、今後も十分に想定される。

本項では、こうした都の広域避難検討会議での検討結果を踏まえ、住民の生命を最優先に守る取組の一つとして、自治体の枠を越えた広域的な避難について記載する。

1 広域避難体制の整備

住民の避難は、区が主たる役割を担うが、大規模水害等により、自治体の区域を越える広域的な避難が必要となる場合には、広域的な視点から、都が区市町村間の調整を行う。

区は、以下に示す取り組みを推進する。

- (1) 大規模水害が住民生活に与える影響をホームページ、ハザードマップ、SNS等を活用し、住民にわかりやすく周知することで、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発に努める。
- (2) 住民に対し、居住地勢等の周知・啓発により、避難行動への意識づけに努める。
- (3) 広域避難に係る避難勧告・指示等の発令タイミングについては、区で作成することとしている避難勧告等の判断基準等も踏まえ、安全に広域避難を行うための基準等について、国や都と連携して検討・整備する。あわせて自区域の避難対象者や避難対象地域の設定を行うなど、避難方針の策定を推進する。
- (4) 区市町村間において、事前に避難所の確保・指定、運営方法等に関する役割分担を定めた協定を締結するなどし、広域避難の実施に向けた仕組み作りを進める。
- (5) 広域的な避難を行うためには、避難行動に支援が必要な者の事前の把握及び優先的な避難の実施が必要であることから、災害対策基本法の改正により区長に作成が義務付けられた「避難行動要支援者名簿」を活用するなどし、災害時要援護者の避難対策を強化する。

2 大規模水害時に使用可能な避難所の確保

住民の安全な避難誘導を実施するため、河川管理者が公表する浸水想定区域図又は浸水予想区域図を参考に、低地帯又は堤防近接地域など、水害の危険性が高い場所の把握を進める。

避難所について、既存の指定箇所の使用可能性や自区市町村域内の避難者収容人員数の把握などを進め、必要に応じて新たに避難所を確保する。あわせて関係自治体等との連携を図りながら、自区市町村域外での避難受入先の情報について住民への周知・啓発に努める。

河川管理者が公表する浸水想定区域図又は浸水予想区域図を参考に、浸水危険性のある
備蓄倉庫の把握を進め、必要に応じて想定される浸水深より高い場所に移動するなどの措
置を講じる。

第3節 避難所の設置・運営（防災・危機管理課、保健福祉部、子ども・教育部）

震災対策編 第2部第9章第3節に準ずる。

第4節 災害要援護者の安全確保（防災・危機管理課、消防署）

1 地域における安全態勢の確保

災害時要援護者の安全確保は、近隣住民や地域防災組織による協力及び連携の体制を防災訓練の実施や防火防災診断等を通じ、平常時から確保しておくことが必要である。水災時において周囲の状況変化に的確で安全な避難行動をとることが困難である災害時要援護者の安全確保するため、地域が一体となった協力体制（消防ふれあいネットワーク）づくりを推進する。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、重度の身体障害者等の安全確保のため、区及び都は事務分担に基づき整備している緊急通報システムが活用されるよう推進する。

2 社会福祉施設等の安全対策

水災時に消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、当該施設と周辺地域の事業所、町会、自治会等との間及び施設相互間の災害時応援協定等の締結促進、各施設の自衛消防訓練等の機会をとらえて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

第10章 災害時要援護者対策・災害時の対策

震災対策編 第2部第10章及び風水害対策編 第4部第9章第1節に準ずる。

災害時要援護者（ひとり暮らし高齢者・要介護者・障害者・腎透析患者・在宅難病療養者・妊産婦・乳幼児・外国人等）の救出・救護等の支援対策を実施する。この章では特に注意を必要とする腎透析患者・在宅難病療養者・妊産婦・乳幼児・外国人の対策について記載する。

■時系列活動項目

機関名	発災前	危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の 確立期	非常警戒期		1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	24時間 以内	72時間 以内
警察署、消防署、子ども・保健福祉部、防災・危機管理課	○災害時要援護者の支援対策							
	○外国人の支援対策							

第1節 災害時における対策（防災・危機管理課、保健福祉部、都）

震災対策編 第2部第10章に準ずる。

第2節 腎透析患者・在宅難病患者対策（防災・危機管理課、地域保健担当）

震災対策編 第2部第10章に準ずる。

第3節 妊産婦・乳幼児対策（防災・危機管理課、保健福祉部、子ども・教育部）

震災対策編 第2部第10章に準ずる。

第4節 消防ふれあいネットワークづくりの推進（消防署）

震災対策編 第2部第10章に準ずる。

第5節 社会福祉施設等の安全対策（消防署）

震災対策編 第2部第10章に準ずる。

第6節 外国人対策（防災・危機管理課、政策経営部、都）

震災対策編 第2部第10章に準ずる。

第7節 避難（防災・危機管理課、まちづくり推進部、警察署、消防署、都）

風水害対策編 第4部第9章に準ずる。

第11章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

震災対策編 第2部第12章に準ずる。

災害時に必要な飲料水・食料・生活必需品等を確保し、被災者に適切に供給する。

■時系列活動項目

機関名	発災前	危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の 確立期	非常警戒期		1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	24時間 以内	72時間 以内
中央支所、各防災機関 子ども・教育部、水道局 政策経営部、防災・危機管理課、 区民生活部、								

第1節 応急給水（防災・危機管理課、水道局中央支所）

震災対策編 第2部第12章第1節に準ずる。

風水害が発生し、水道施設の破損等により飲料水の供給が停止した場合には、都（水道局）及び区は、直ちに応急給水を実施する。

本節においては、これら応急給水について、必要な事項を定める。

(1) 給水基準

ア 対象

災害の発生に伴い水道の供給が不可能となり、又は井戸等の汚染により現に飲料に適する水を得ることができない者に実施する。

イ 給水量

給水量は、最低必要量として1日1人3ℓを確保するものとし、状況に応じて増量する。

(2) 給水態勢

給水活動は、都水道局と区市町村がそれぞれの役割分担に従い、協力して実施する。

区部においては都水道局の7支所等及び21営業所並びに水道緊急隊が区と協力して行う。

(3) 区の給水態勢

震災対策編 第2部第12章第1節に準ずる。

第2節 食料の配布（防災・危機管理課、政策経営部、区民生活部、子ども・教育部、都、その他防災機関）

震災対策編 第2部第12章第2節に準ずる。

第3節 生活必需品等の配布（防災・危機管理課、区民生活部、都）

震災対策編 第2部第12章第3節に準ずる。

第12章 ごみ処理・トイレ確保及びし尿処理・障害物の除去

被災地の環境衛生保全や道路の障害物除去等のため、ごみ処理や仮設トイレを利用したし尿処理及びがれき処理を適切に実施する。

■時系列活動項目

機関名	発災前	危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の 確立期	非常警戒期		1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	24時間 以内	72時間 以内
環境安全部、 まちづくり推進部								

○トイレの確保

○ごみ処理、し尿処理

○障害物の除去

第1節 ごみ処理計画（環境安全部）

(1) ごみ処理計画

ア 排出推定量

被災地域の排出ごみ量（災害分）は、一世帯当たり 0.37t と推定し、その内訳は次のとおりである。

被災世帯	ごみ排出量			収集に要する 日数	備 考
	災害分	平常分	計		
537	199t	1,899t	2,098t	7日	床上浸水 537世帯×0.37t

イ ごみ処理作業方法

- (ア) 作業は清掃事務所で策定した計画及びその指令に基づき、災害発生後速やかに開始する。なお被災地域のごみ収集にあたっては、平常作業からの全面応援により実施するとともに、必要に応じ本局の機動班等の応援を受ける。
- (イ) 災害地のごみ集積地は附近の都有、区有の公園、グラウンド、空地等で大型車両の積替が可能な場所を選定する。
- (ウ) 最終又は中間処理は、中央防波堤埋立最終処分場及びその他の廃棄物処理施設に搬入し、埋立又は焼却する。

ウ 処理態勢

震災対策編 第2部第13章第1節に準ずる。

第2節 トイレの確保及びし尿処理（環境安全部、都）

震災対策編 第2部第13章第2節に準ずる。

第3節 障害物の除去(まちづくり推進部、環境安全部、第一建設事務所、警察署、都)

(1) 住宅関係障害物除去計画

ア 住家に流入した土石、竹木等の除去は、該当する住家を早急に調査のうえ、次に掲げる災害救助法の基準に基づき実施する。

(ア) 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状況にあるもの。

(イ) 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。

(ウ) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。

(エ) 住家が半壊又は床上浸水したものであること。

(オ) 原則として、当該災害により、直接被害を受けたもの。

実施方法は、半壊、床上浸水住家のうち、急を要するものを選定して実施する。

イ 実施機関

(ア) 災害救助法適用前

区長が除去の必要を認めたものを対象として区が実施する。

(イ) 災害救助法適用後

- ・区は除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告するとともに、都と協力して実施する。

- ・都建設局は、区からの報告に基づき、実施順位、除去物の集積地を定め実施する。

使用資器材は、第一次的には、区保有のものを使用し実施する。労力、機械等が不足の場合は、都総務局（本部長室）に要請し、隣接区市からの派遣を求める。更に不足の場合は、建設業協会に対し、資器材、労力等の提供を求める。

(2) 道路関係障害物の除去計画

道路上の破損、倒壊等障害物の除去を行い、交通の確保に努める。

なお、道路管理者は、状況（障害物）調査し、都に報告するとともに、他の道路管理者と密接な連絡をとり、協力して障害物の除去を行う。

機 関 名	対 策
千 代 田 区	道路上の破損、倒壊等による障害物の状況を調査し、速やかに都（建設局）に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力する。
第一建設事務所	道路における障害物の状況を把握し、交通の確保を図るため速やかに障害物の除去を行う。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	緊急交通路等の確保のため、放置車両対策班を編成し、放置車両の排除にあたるほか、道路管理者及び関係防災機関に協力し、道路上の障害物の除去にあたる。

(3) 河川障害物除去計画

機 関 名	対 策
第一建設事務所	河川における障害物を除去しゅんせつする。

第13章 遺体の取扱い

震災対策編 第2部第14章に準ずる。

遺体の搜索・収容・検視・検案等を実施するとともに、火葬場を確保し、遺体の取扱い対策を実施する。

■時系列活動項目

機関名	発災前	危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の 確立期	非常警戒期		1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	24時間 以内	72時間 以内
警察署 地域保健担当 防災・危機管理課 区民生活部				○行方不明者及び遺体の搜索・収容				
							○遺体の検視・検案	
							○遺体の火葬	

第1節 遺体の取扱いの流れ（防災・危機管理課、区民生活部、警察署、都）

第2節 遺体の搜索・収容等（防災・危機管理課、区民生活部、地域保健担当、警察署、都）

第3節 遺体の検視・検案等（防災・危機管理課、区民生活部、警察署、都）

第4節 火葬（防災・危機管理課、区民生活部、地域保健担当、警察署）

第14章 ライフライン施設の応急・復旧措置

ライフライン機関はそれぞれの応急・復旧活動態勢を確立し、早期の都市機能の回復を図る。

■時系列活動項目

機関名	発災前	危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の 確立期	非常警戒期		1 時間 以内	3 時間 以内	6 時間 以内	24 時間 以内	72 時間 以内
保健福祉部、子ども・教育部 水道局中央支所、 下水道局中部下水道事務所 警察署、消防署、各防災機関								
	○ライフライン施設の応急措置							
	○ライフライン施設の復旧措置							

第1節 水道施設（水道局中央支所）

万一飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処することが発生した場合、都水道局は、これに必要な人員、車両及び資器材の確保、情報の収集連絡体制等を確立する。

復旧は早期に給水区域の拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進める。

1 風水害時の活動態勢

震災対策編 第2部第16章第1節に準ずる。

なお、応急給水活動については、建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、適時・適切に応急給水計画を策定し、都（水道局）、区の役割分担に従い、協力して実施する。また、応急給水の状況等を適時・適切に広報し、混乱を防止するよう努める。

2 応急対策の実施

以下のとおり。

施 設	内 容
取 水 施 設	・本流の流量増加の際は、内部規程に基づき、堰せきの操作を行う。 ・洪水時の砂れきの流入による堆積の防止を図るとともに、流木の激突による破壊を防止するため、所要の資器材を使用し、必要な応急措置を行う。 ・じんかい、流木等の流入による取水低下を防止するため、所要の資器材を使用し、必要な応急措置を行う。
貯 水 施 設	・出水時の連絡、通報及び操作は、内部規程に基づき行う。 ・原水の濁度増加に対処するため、凝集剤等を使用し必要な応急措置を行う。
導 水 施 設	・災害時は監視を厳重にするとともに、亀裂等が発生した場合、木樋、板棚、支保工等により必要な応急措置を行う。
浄 水 施 設	・濁度が上昇した原水に対しては、浄水薬品を適切に使用し、沈殿処理を行う。 ・沈殿池、ろ過池、配水池等に被害を生じたときは、速やかに応急復旧を行う。
送 水 施 設	・破損箇所からの出水による二次災害を防止しながら、状況に応じて送水系統の変更等を行い、給水所への送水を確保するよう応急措置を行う。
配 水 施 設	・配水本管の破損は、制水弁を操作して二次災害を防止し、系統変更、配水ポンプ運転の調整等により、断水が生じないよう応急措置を行う。 ・配水小管の破損は、制水弁を操作して、極力断水区間を少なくするよう措置する。 ・首都中枢機関等の重要施設の供給ルート確保を実施する。

第2節 下水道施設（下水道局中部下水道事務所）

災害時における下水道施設の被害に対して、都下水道局は、汚水、雨水の疎通に支障がないように応急措置を講じ、排水の万全を期す。

1 風水害時の活動態勢

管路・ポンプ所・水再生センター等の緊急調査及び措置、被害状況調査、建設部門の指揮・調整、工事現場の保安点検等を行う。

各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急復旧を実施する。

2 応急対策

以下のとおり。

施 設	内 容
管 き よ	・速やかに復旧活動の拠点を設置し、管きよの被害状況及び高潮防潮扉の操作状況など、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。 ・管きよの被害に対しては、汚水・雨水の疎通に支障のないよう、また、高潮の影響が出ないように迅速に応急措置を講ずる。 ・工事中の箇所においては、受注者との緊密な連携の下、速やかに被災状況を把握し、被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、二次災害の発生を防止するための緊急措置を実施する。。
水 再 生 セ ン タ ー ・ ポ ン プ 所	・各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。 ・万一機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先する。これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、簡易処理、消毒、放流などの機能の回復を図る。 ・水再生センター・ポンプ所において、停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。。

第3節 電気施設（東京電力）

風水害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持することが必要である。

このため本節では、災害時における活動態勢について必要な事項を定める。

1 活動態勢

(1) 非常災害対策本（支）部の設置

災害が発生したとき、東京電力は非常災害対策本（支）部を設置する。本部は、本店、支店、電力所、火力事業所、原子力発電所及び建設所に設置する。また、支部は、支社、火力発電所その他店所が指定した第一線機関等に設置する。

夜間休日等の緊急呼集及び交通機関、通信の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出動方法等につき検討し、適切な活動組織を編成する。

(2) 要員の確保

災害が発生したとき、非常災害対策本(支)部長は、情勢に応じた非常態勢を発令する。非常災害対策本（支）部長は、当該本（支）部編成のため必要とする要員について、その出動を指示する。その他の社員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常の業務に従事する。

非常態勢が発令された場合、非常災害対策本(支)部は請負会社に対し、その旨を連絡し、必要があれば直ちに応援を求める。

(3) 情報連絡活動

本店本部は、原則として2時間ごとに諸情報を被害店所本部から収集する。

被害店所本部は、現地の実態を速やかに把握するため、第一線機関の動員などにより、確実な被害状況の収集に努める。

2 応急対策

(1) 災害時における危険予防措置

水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。

(2) 応急工事

応急工事の実施に当たっては、原則的に人命に関わる箇所、復旧対策の中核となる官公庁（署）、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況、各施設の被害復旧の難易等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものからあらかじめ定めた手順により行う。

(3) 災害時における電力の融通

各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び当社と隣接する各電力会社間に締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。

第4節 ガス施設（東京ガス）

風水害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに、応急措置を行い、その機能を維持することが必要である。

このため、本節では、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、災害時の活動態勢、応急対策、復旧対策について必要な事項を定める。

1 活動態勢

東京ガスは、本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各事業所ごとに支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

2 応急対策

(1) 災害時の初動措置

- ア 官公庁、報道機関及び社内各事業所等から被害情報等の情報収集
- イ 事業所設備等の点検
- ウ 製造所、整圧所等における供給操作
- エ その他、状況に応じた措置

(2) 応急措置

- ア 非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。
- イ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- ウ 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- エ その他現場の状況により適切な措置を行う。

(3) 資機材等の調達

復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

- ア 取引先、メーカー等からの調達
- イ 各支部間の融通
- ウ 他ガス事業者からの融通

(4) 車両の確保

本社地区に、緊急車及び工作車を配備しており常時稼働可能な態勢にある。

第5節 鉄道・地下鉄施設（東京都交通局、JR東日本、東京地下鉄）

風水害発生時において、多数の乗客を輸送している鉄道は、直接人命にかかわる被害が発生するおそれがあるため、その被害を最小限にとどめ、迅速かつ適切な応急措置を講じる必要がある。

このため、本節においては、各鉄道機関の台風等異常気象時の運行基準及び災害時に応急措置を定める。

1 運行基準

異常気象時の災害を防止するため、各機関は、次の運行基準により対処する。

機 関 名	運 行 基 準		
東京都交通局	強 風	大 雨	濃霧・吹雪
	風速が毎秒 25m 以上に達し危険と認められる場合、出発を一時見合わせる。	ずい道内浸水の場合、状況に応じて運転を中止する。	視界不良の場合、注意運転を行う。
J R 東 日 本	降雨、降雪、強風等により災害の発生が予想される場合は、関係法令に基づき、運転規制を行う必要がある区間の運転規制方法等をあらかじめ定めておくとともに、速度規制又は運転中止の手配をとる。		
東 京 地 下 鉄	1 強風の場合の地上区間において ・風速が毎秒 15m 以上になったとき速度を時速 60km 以下の運転。 ・風速が毎秒 25m（東西線は 20m）以上になったとき列車の出発を見合わせる。 ・風速が毎秒 30m（東西線は 25m）以上になったとき列車の運転を休止する。 2 濃霧又は吹雪に遭遇した場合で、進路の見通し距離が 200m 以下になったときは注意運転、50m 以下となったときは列車の運転を休止する。 3 浸水等によりレールが冠水したときは、列車の運転を休止する。		

2 災害時の応急措置

(1) 活動態勢

機 関 名	内 容
東京都交通局	台風、豪雨等により、被害が発生した場合、被害の程度等に応じて、被災現場等に事故対策本部及び事故復旧本部等を設置し、旅客の安全及び運輸の確保に努める。
J R 東 日 本	1 支社に災害対策本部を設け、情報収集連絡、応急対策の指示、応援、協力の要請、緊急広報に努める。 2 現地に現地対策本部を設け、応急対策の実施、関係現業機関の指揮、情報の収集、報告応援の要請、外部機関との連絡対応にあたる。

機 関 名	内 容
東京地下鉄	風水害等により災害の発生又はその恐れのある場合は、事故・災害等対策規程に基づき非常体制を発令し、本社社屋内に災害対策本部を設置する。 災害が発生した場合には、災害の発生場所に、直ちに現地対策本部を設置する。

(2) 情報連絡体制

機 関 名	内 容
東京都交通局	災害が発生した場合、関係事業所は別に定める連絡系統により、相互に連絡し、二次災害の防止、応急対策の実施等協力して処置にあたる。 通信設備としては、運転指令電話、事業電話、列車無線電話、保安電話、沿線電話等があり、災害状況の把握、情報連絡、復旧作業の指示等に使用する。
J R 東 日 本	1 気象庁等から送られてくる気象情報、データ等必要な観測情報、予測情報をもとに、気象の変化に対応した情報連絡体制を整える。 2 通常の風水害に対しては、鉄道電話、公衆電話、列車無線を活用する。
東京地下鉄	1 気象庁等から気象情報を受けるとともに、風速計及び河川水位監視装置等の情報を把握し、災害警備に必要な情報の伝達、指示を行う等気象の変化に対応する情報連絡体制を整える。 2 情報連絡は、列車無線装置、指令電話、FAX、鉄道電話、NTT加入電話及び携帯電話等を活用する。

(3) 浸水時等の対応

機 関 名	内 容
東京都交通局	1 各線に設置してある風向風速計の異常風速又は気象、水象の非常情報を受報したときは、総合指令所長は、直ちに関係箇所に通報し、情報の収集及び相互の連絡を密にし、当該課員（部長）に報告するとともに必要により、運転規制を行う。 2 ずい道内の浸水に対しては、防水扉により遮断する。 3 地下鉄駅出入口には、止水板等により浸水を防止する。 4 通風口は、自動浸水防止機、土のう等で閉鎖する。
J R 東 日 本	降雨、河川増水等により災害が発生するおそれのある区間については、あらかじめ運転規制方法等及び災害時の復旧体制等を定め、速やかに速度規制又は運転中止の手配をとって、輸送の安全を確保するとともに、早期復旧に努める。 トンネル立坑に設置してある排水設備により排水に努める。
東京地下鉄	1 駅出入口からの浸水は、止水板の設置及び止水扉を閉鎖し防止する。また、配備してある土のうを使用して防止する。 2 換気口からの浸水は、駅からの遠隔操作で換気口に設置している浸水防止機を閉鎖し浸水を防止する。

風水害対策編 第4部 風水害応急・復旧対策計画
第14章 ライフライン施設の応急・復旧措置

機 関 名	内 容
	3 トンネル内に進入した大量の水は、ポンプ室に設置している 3 台の排水ポンプにより排水する。 4 旅客の安全のため、駅構内放送、車内放送及び駅係員による避難誘導を行うとともに、事故の状況、復旧見込み、振替及び代替輸送の案内を徹底する。 5 利用者に必要な列車運行に関する情報をホームページに掲載するとともに適宜報道機関に発表する。

第6節 通信施設（NTT東日本）

風水害時における通信放送の途絶は、災害応急活動の阻害原因となるとともに、被災地及び被災住民に対する情報の提供を欠き、社会的混乱の恐れを生じるなどその影響は大きい。

このため、風水害時における通信、放送の途絶を防止するため各種通信、放送施設の確保、復旧等についての応急対策の確立が必要である。

1 風水害時の活動態勢

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各社の規定に基づき災害対策本部を設置する。

各社の災害対策本部は、被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行い、重要通信を確保し応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、区災害対策本部ならびに関係防災機関との連絡・調整を行う。

2 通信施設の応急対策

非常招集された対策要員が、災害対策本部の指示のもと災害対策用機材、車両等を確保し、各社の規定に基づき対策組織を編成し、通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策を行う。

第7節 教育・福祉施設（保健福祉部、子ども・教育部）

震災対策編 第2部第16章第6節に準ずる。

第15章 公共土木施設の応急・復旧対策

公共土木施設はそれぞれの応急・復旧活動態勢を確立し、早期の都市機能の回復を図る。

■時系列活動項目

機関名	発災前	危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の 確立期	非常警戒期		1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	24時間 以内	72時間 以内
各防災機関 第一建設事務所、 まちづくり推進部、								

○公共土木施設の応急措置

○公共土木施設の復旧措置

第1節 河川及び内水排除施設（まちづくり推進部、第一建設事務所、首都高速）

- 公共土木施設が被害を受けた場合は、各施設管理者は被害状況を調査し復旧に努めるものとする。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を必要とするものについて、迅速かつ計画的に実施する。
河川施設の復旧について必要な事項を次に定める。
 - 堤防の破堤、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
 - 堤防護岸等で決壊のおそれがあるもの。
 - 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。
 - 河川の埋そくで、流水のそ通を著しく阻害するもの。
 - 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると、著しい被害を生ずるおそれがあるもの。
- 洪水及び高潮等により、堤防、護岸、排水施設等に破壊、崩壊等の被害が発生した場合、各施設の管理者は、その施設の応急復旧に努めるとともに、全力をもって排水を行う。各機関の応急措置について、必要な事項を次に定める。

災害時の応急措置

機関名	応 急 措 置
千 代 田 区	1 区は、水防活動と併行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施する。 2 区は、必要に応じて第一建設事務所に応急措置の技術的援助及び資器材の援助を要請する。
第 一 建 設 事 務 所	区の実施する応急措置に関し、技術的援助及び資器材の援助をするほか関係機関との調整に当る。

第2節 道路・橋梁施設（まちづくり推進部）

震災対策編 第2部第17章第1節に準ずる。

第16章 応急生活対策

震災対策編 第2部第18章に準ずる。

災害時の混乱を收拾し、社会秩序の回復を図るため、被災者の生活確保について必要な支援対策を実施する。

■時系列活動項目

機関名	発災前	危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期		
	初動体制の 確立期	非常警戒期		1 時間 以内	3 時間 以内	6 時間 以内	24 時間 以内	72 時間 以内	
防災・危機管理課、まちづくり推進部、 区民生活部、保健福祉部、 子ども・教育部、政策経営部、 消防署、各防災機関							○被災建築物応急危険度判定の実施		
							○応急仮設住宅の建設		
	○被災者の生活確保								
	○児童・生徒の安全確保								
							○応急教育・応急保育の実施		
							○中小企業対策の実施		
							○義援金品の配布		
				○り災証明の交付					

第1節 被災建築物応急危険度判定（まちづくり推進部）

第2節 被災住宅（民間住宅）の応急修理基準（まちづくり推進部）

第3節 応急仮設住宅の供給（まちづくり推進部）

第4節 被災者の生活確保（防災・危機管理課、区民生活部、保健福祉部、まちづくり推進部、消防署、都）

第5節 応急教育（子ども・教育部）

第6節 応急保育（子ども・教育部）

第7節 学童クラブ（子ども・教育部）

第8節 中小企業への融資（区民生活部、都、その他防災機関）

第9節 労働力の確保（政策経営部、国、その他防災機関）

第10節 義援金品の配分（政策経営部、都、その他防災機関）

第11節 り災証明（防災・危機管理課、区民生活部、まちづくり推進部、
消防署）

第17章 災害救助法の適用

震災対策編 第2部第19章に準ずる。

災害時の収容施設の供与、飲料水、食料、医療等の応急的救助を実施し、被災者の生活を確保するため、災害救助法の適用を要請する。

■時系列活動項目

機関名	発災前	危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の 確立期	非常警戒期		1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	24時間 以内	72時間 以内
防災・危機管理課 政策経営部								

○災害救助法の適用手続きの実施

第1節 災害救助法の適用基準（防災・危機管理課）

第2節 被災世帯の算定基準（防災・危機管理課）

第3節 災害救助法の適用手続き（防災・危機管理課）

第4節 非常災害対策基金の積立及び運用計画（防災・危機管理課、政策経営部）

第18章 激甚災害の指定

震災対策編 第2部第20章に準ずる。

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」）による財政援助を受けるため、激甚災害の指定手続きや指定基準について定める。

■時系列活動項目

機関名	発災前	危険な状態	発災	緊急対応期（救命・救援）			応急対応期	
	初動体制の 確立期	非常警戒期		1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	24時間 以内	72時間 以内
防災・危機管理課 政策経営部								○激甚災害の指定 手続き

第1節 激甚災害指定手続（防災・危機管理課）

第2節 激甚災害に関する調査報告（防災・危機管理課、都）

第3節 激甚災害指定基準（防災・危機管理課）

第4節 局地激甚災害指定基準（防災・危機管理課）

第5節 特別財政援助額の交付手続等（防災・危機管理課、都）